

# 小平市地域包括ケア推進計画

(小平市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

(令和3(2021)年度～5(2023)年度)

[ 概要版 ]



住み慣れた小平で、いきいきと  
笑顔で暮らせる地域社会をめざして

令和3(2021)年3月  
小 平 市

# 1 計画策定にあたって

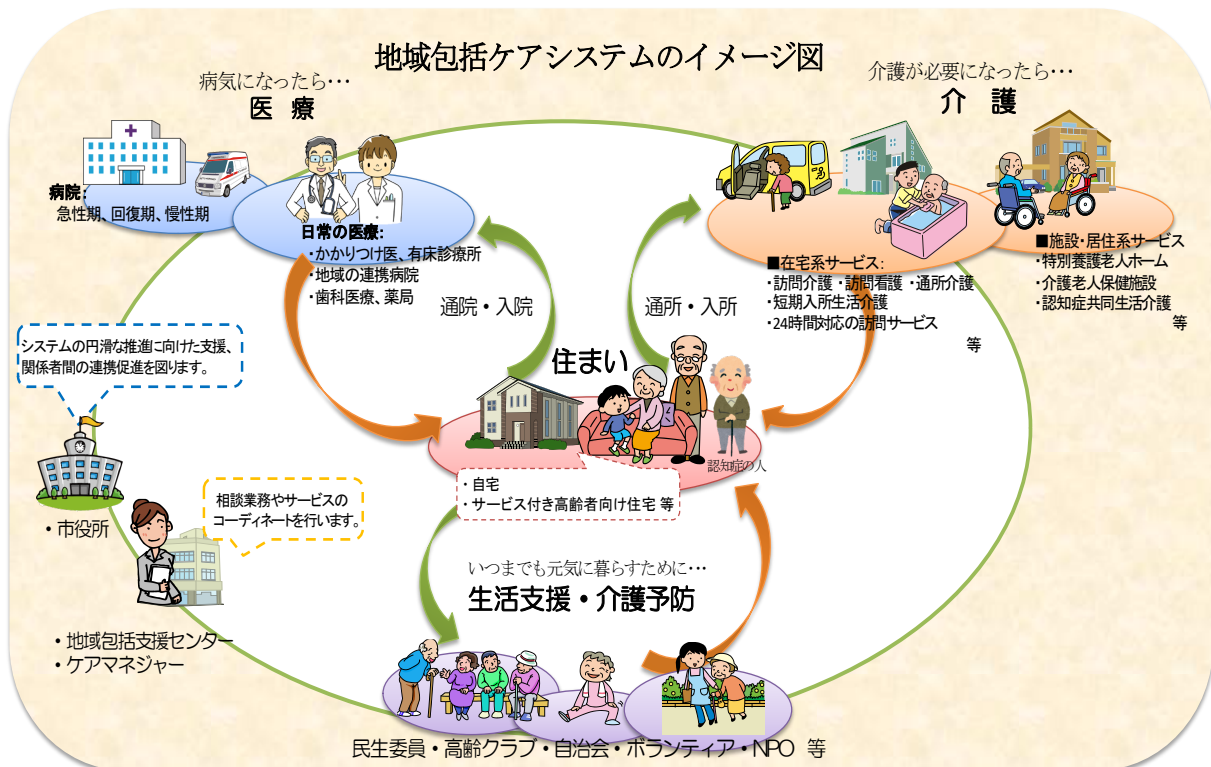
## 計画策定の背景

### (1) 地域包括ケアシステムの推進

小平市では、令和2（2020）年4月1日現在、人口約19万5千人に対して、高齢者人口が23.2%の4万5千人を超えています。小平市の推計では、しばらく高齢者人口の増加傾向は続き、令和7（2025）年は約4万7千人、令和22（2040）年には約5万6千人になると推計されています。

こうした状況を踏まえ、市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、平成27（2015）年度の高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画から、「小平市地域包括ケア推進計画」と総称し、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

令和7（2025）年が近づく中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムの構築をさらに進めていく必要があります。地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの方向性を継承しつつ、前期計画における施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、令和3（2021）年度からの「小平市地域包括ケア推進計画」を策定します。



※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定しています。

## (2) 地域共生社会の実現に向けて

人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指すこととされています。地域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会です。

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域で暮らす人々がお互いに支え合いながら、暮らしていくことができ、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

今後は地域共生社会の実現に向け、地域のネットワークや関係機関が連携・協力しながら、多様な課題やニーズに対応するための支援体制の整備が求められています。

## (3) 感染症や災害への対応

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などで、高齢者の身体や認知機能の低下など健康への影響が懸念されています。高齢者は、感染すると重症化につながりやすいことから、感染予防への対策の徹底を図りながら、各種事業を進めていくことが必要です。

また、介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが必要です。感染症の流行や災害の発生状況を踏まえ、介護事業所等と連携した感染症予防や防災についての周知啓発や研修の実施、介護事業所における必要な物資の備蓄、サービス提供体制の確保など、感染症や災害への対応力の強化が求められています。

小平市においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、介護事業所に対しマスク等の衛生用品の購入費補助、業務継続支援金の支給、PCR検査費用の助成など、業務継続のための支援を行ってきました。今後も、国、東京都と連携を図りながら、必要な支援を行っていく必要があります。

## 計画策定の目的

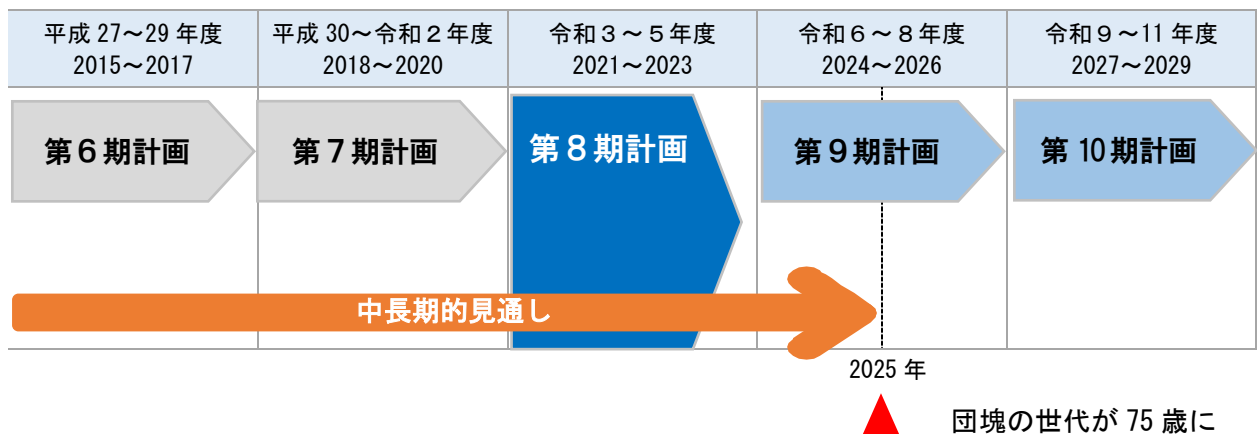
本計画は、小平市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

## 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を一体として策定するものであり、総称を「小平市地域包括ケア推進計画」としています。

## 計画の期間

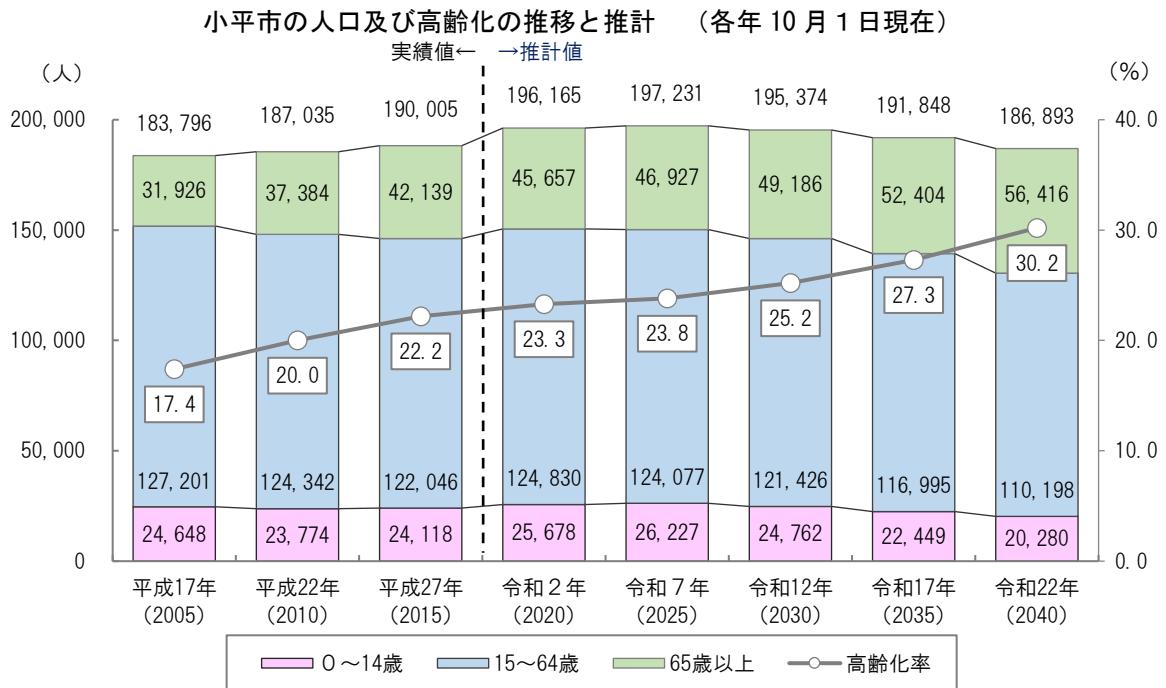
本計画の対象期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が 75 歳になる令和 7（2025）年までの中長期的な視野に立った計画としています。



## 2 市の現状と推計

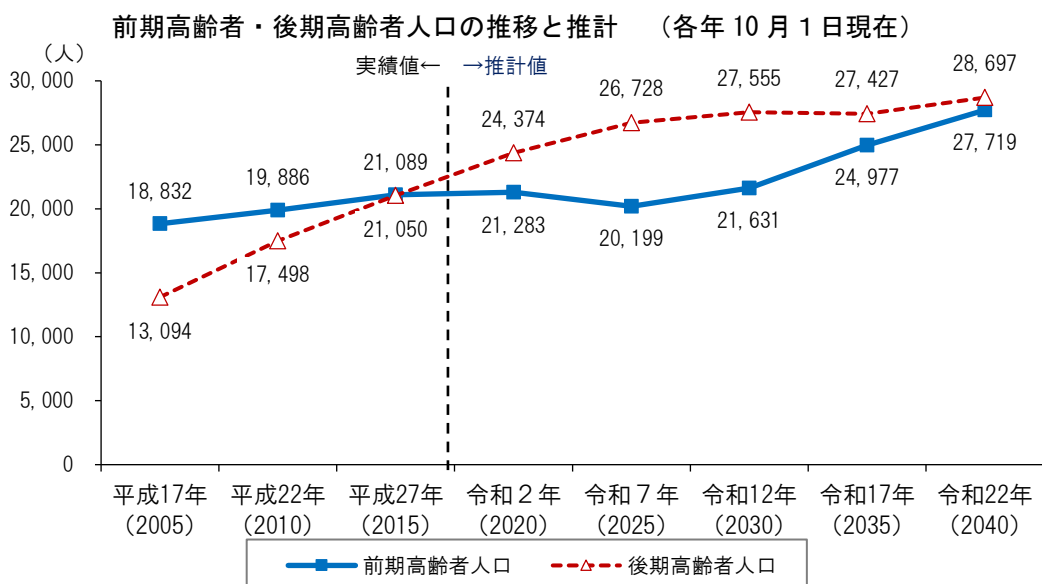
### (1) 市の人口及び高齢化の推移と推計

小平市の総人口は、平成 27 (2015) 年の国勢調査では、190,005 人となっていますが、令和 7 (2025) 年をピークに減少傾向になると推計されます。一方、高齢者人口は平成 27 (2015) 年国勢調査時点で 42,139 人、高齢化率は 22.2%で、今後もしばらく増加を続け、令和 22 (2040) 年には 56,416 人、30.2%まで上昇すると推計されます。



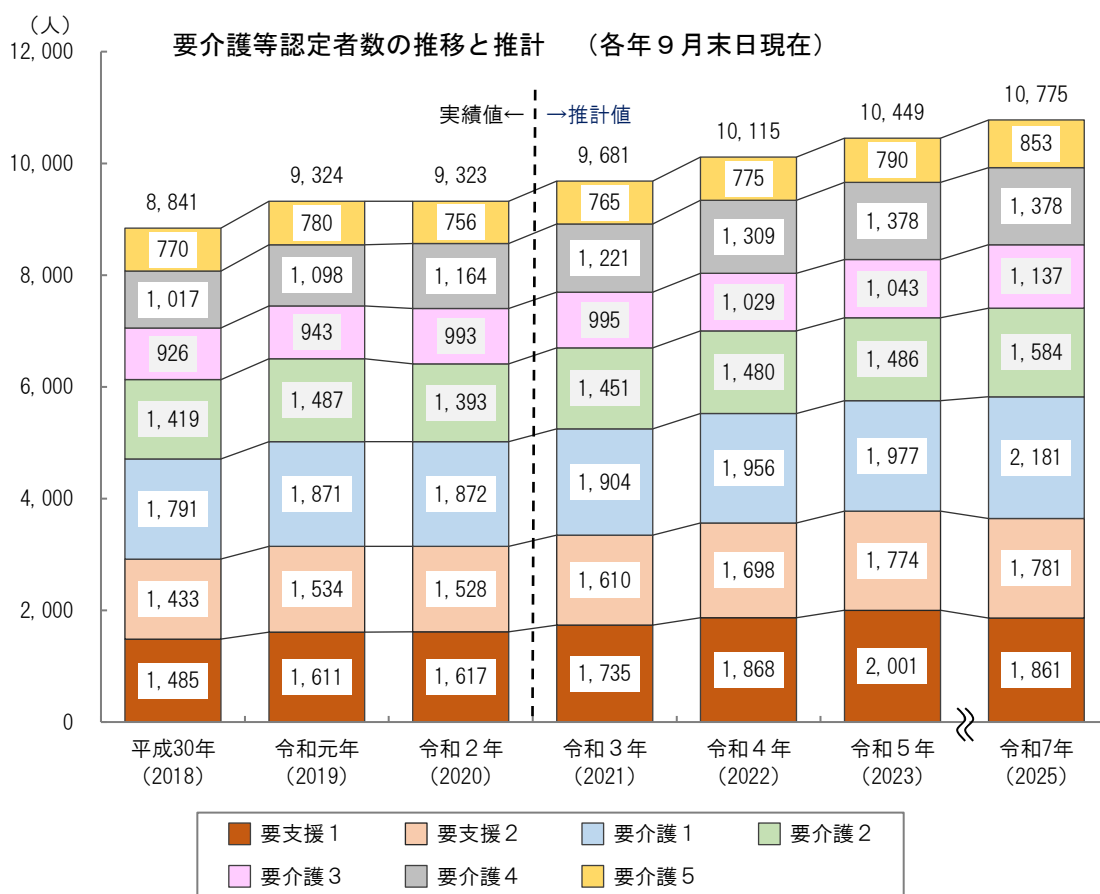
### (2) 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と推計

前期高齢者 (65 歳~74 歳) 及び後期高齢者 (75 歳以上) 人口の推移をみると、令和 7 (2025) 年までは後期高齢者の伸び率は大きくなると推計されます。前期高齢者は令和 7 (2025) 年に減少するものの、令和 12 (2030) 年以降は再び増加していくと推計されます。



### (3) 要介護認定者数の推移と推計

要介護等認定者数は、今後も増加していくことが推計され、令和7（2025）年には10,775人になると予測されます。



単位：人

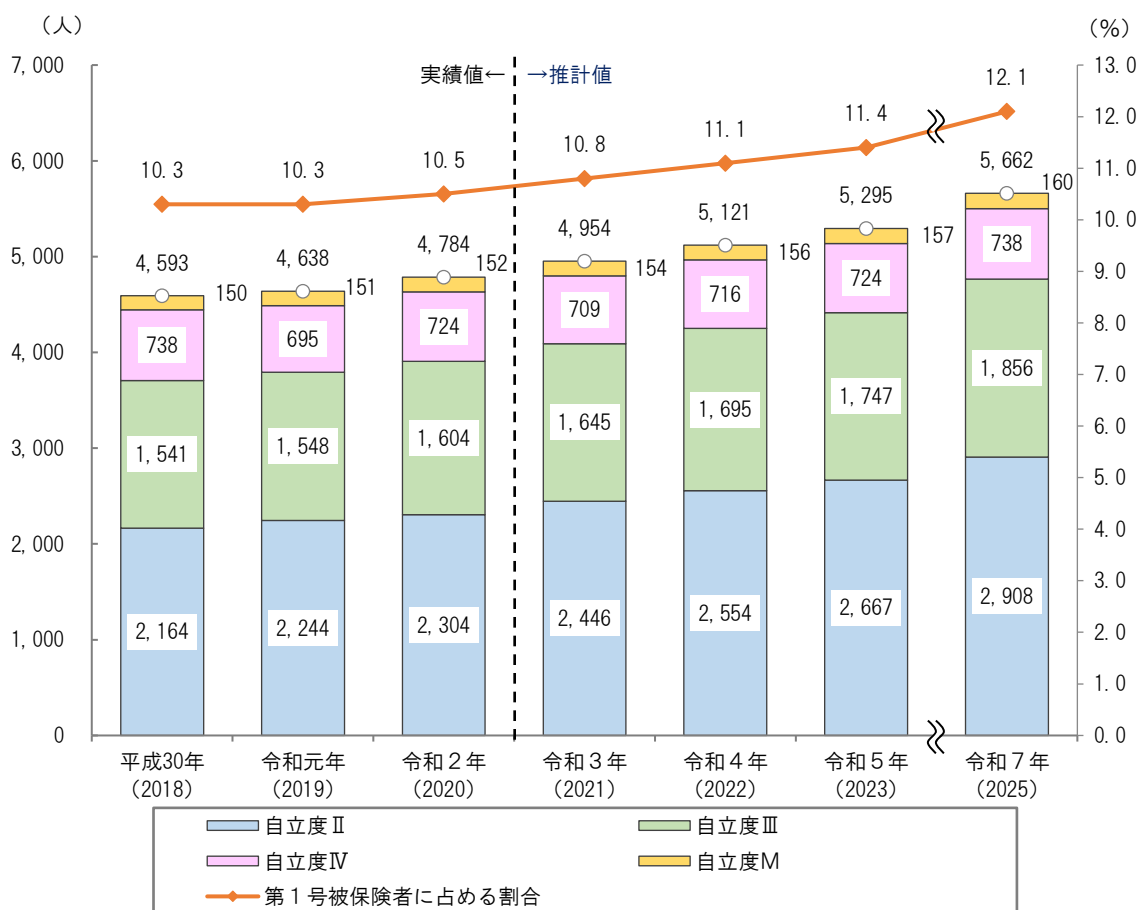
	実績			推計			
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和7年(2025)
要支援1	1,485	1,611	1,617	1,735	1,868	2,001	1,861
要支援2	1,433	1,534	1,528	1,610	1,698	1,774	1,781
要介護1	1,791	1,871	1,872	1,904	1,956	1,977	2,181
要介護2	1,419	1,487	1,393	1,451	1,480	1,486	1,584
要介護3	926	943	993	995	1,029	1,043	1,137
要介護4	1,017	1,098	1,164	1,221	1,309	1,378	1,378
要介護5	770	780	756	765	775	790	853
計	8,841	9,324	9,323	9,681	10,115	10,449	10,775

※第2号被保険者を含む。

#### (4) 認知症高齢者数の推移と推計

認知症高齢者数は今後増加するものと見込まれており、令和7（2025）年には5,662人になると推計されます。第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合も今後上昇すると見込まれており、令和7（2025）年には12.1%になると推計されます。

認知症高齢者数と第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合の推移と推計（各年9月末日現在）



	実績			推計			
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)
自立度Ⅱ(人)	2,164	2,244	2,304	2,446	2,554	2,667	2,908
自立度Ⅲ(人)	1,541	1,548	1,604	1,645	1,695	1,747	1,856
自立度Ⅳ(人)	738	695	724	709	716	724	738
自立度M(人)	150	151	152	154	156	157	160
合計(人)	4,593	4,638	4,784	4,954	5,121	5,295	5,662
第1号被保険者に占める割合(%)	10.3	10.3	10.5	10.8	11.1	11.4	12.1

※認知症高齢者：要介護認定調査における日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者

### 3 計画の基本的な考え方

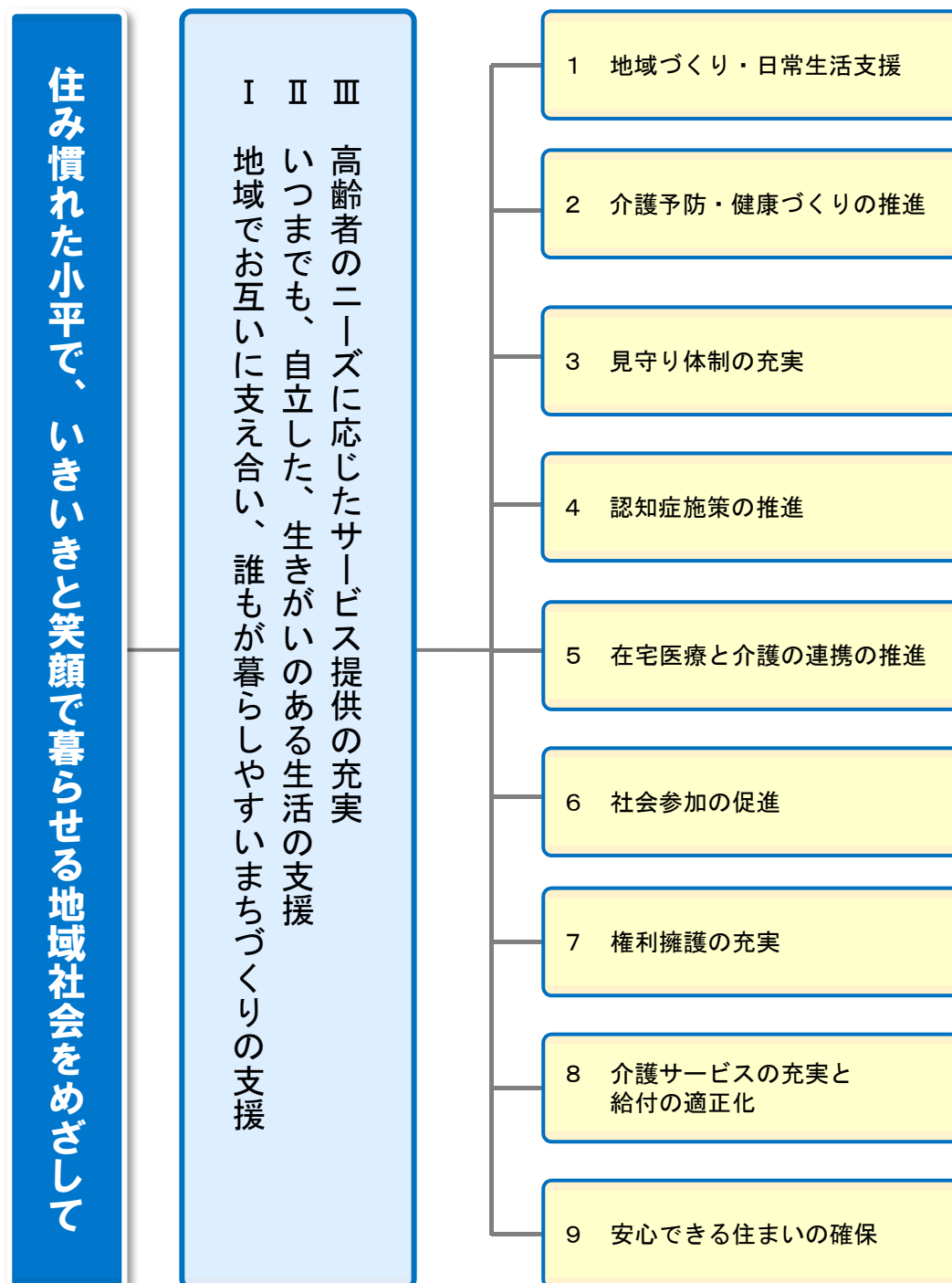
#### 施策の体系

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、9本の施策に沿って、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を総合的に推進します。

【 基本理念 】

【 基本目標 】

【 施策 】

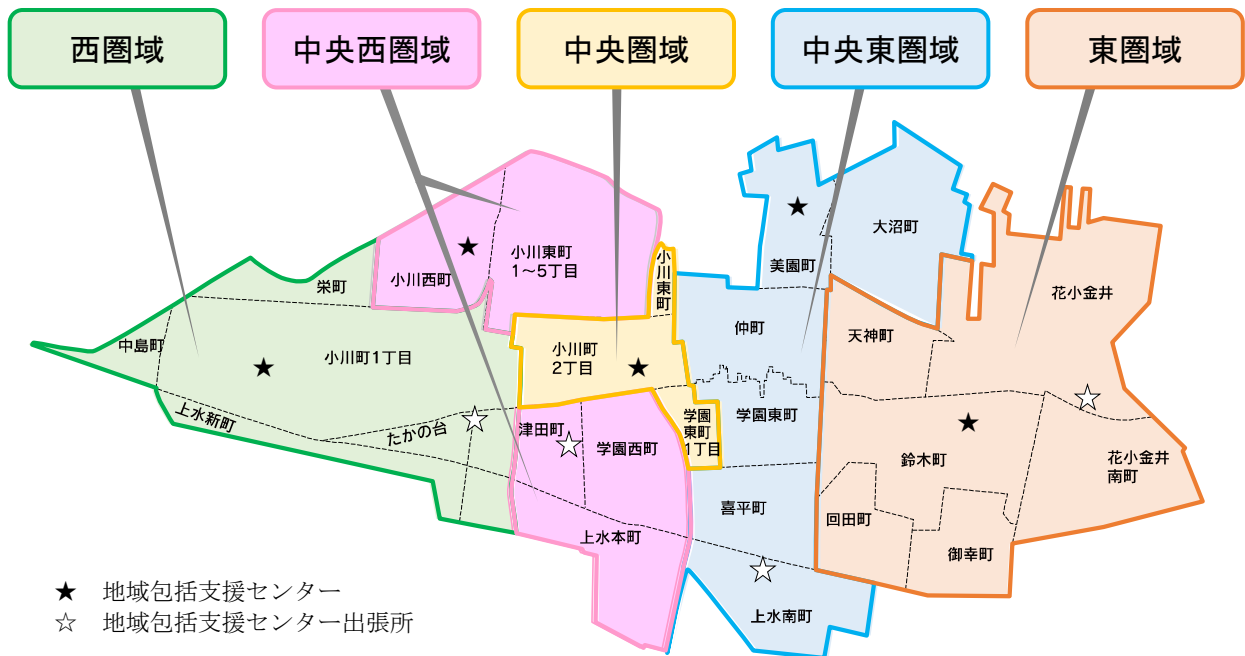




## 日常生活圏域の設定と地域包括支援センター

小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況などから、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）を設置しています。中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成を行っています。また、各圏域に生活支援コーディネーターを配置し、社会資源や地域課題の把握を行うほか、さまざまな主体と連携を図りながら、地域におけるネットワークの構築に取り組んでいます。

今期計画においても、この5圏域の設定を継承し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各種取組を推進するとともに、必要に応じて圏域の見直しについて検討します。



	西圏域	中央西圏域	中央圏域※	中央東圏域	東圏域
町名	栄町 1～3丁目 中島町 小川町 1丁目 たかの台 津田町 1丁目 上水新町 1～3丁目 上水本町 1丁目	小川西町 1～5丁目 小川東町 1～5丁目 津田町 2～3丁目 学園西町 1～3丁目 上水本町 2～6丁目	小川東町 小川町 2丁目 学園東町 1丁目	美園町 1～3丁目 大沼町 1～7丁目 仲町 学園東町 2～3丁目 学園東町 喜平町 1～3丁目 上水南町 1～4丁目	花小金井 1～8丁目 天神町 1～4丁目 鈴木町 1～2丁目 花小金井南町 1～3丁目 回田町 御幸町
地域包括支援センター	けやきの郷 けやきの郷 たかの台 出張所	小川ホーム 小川ホーム 四小通り 出張所	中央センター (基幹型)	多摩済生 ケアセンター 多摩済生 ケアセンター 喜平橋出張所	小平健成苑 小平健成苑 花小金井 出張所

※中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成も行うため、担当する日常生活圏域は小区域としている。

## 4 施策の取組

### 1 地域づくり・日常生活支援

計画書 64 ページ

#### 施策の方向

- 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）が相談件数の増加や複雑化・複合化する高齢者のニーズに対応するとともに、地域のネットワーク構築機能などを十分に果たせるよう、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）の担うべき役割について整理し、機能の強化を図ります。
- 地域のつながりを強化するため、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）は居宅介護支援事業所や介護施設など地域の既存の社会資源と効果的に連携しながら、相談支援の機能の充実を図ります。
- 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）が、高齢者及び介護をしている家族からの相談窓口として、さまざまな年齢の方に認知されるよう、引き続きパンフレット等の配布を通じて、事業内容のさらなる周知を図ります。
- 地域ケア会議の開催を通じて、サービス資源や高齢者の生活の様子など地域の状況についての検討を行い、多職種によるケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築、地域課題の把握等を図っていきます。
- 高齢者とその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、関係機関の連携強化と情報共有を図っていきます。
- 引き続き、介護予防リーダー、認知症支援リーダーを養成し、地域で活動する人材の育成に努めます。
- 介護予防リーダーや認知症支援リーダーの地域における活動の活性化が図られるよう、必要な支援を行います。
- 感染症の影響などにも留意しながら、地域のつながりや交流の促進が図られるよう、地域の居場所・通いの場の活動に対して必要な情報提供のほか、立ち上げや活動継続の支援を行います。
- 高齢者を介護している家族を対象に、介護知識・技術のほか、介護保険制度や介護サービス等の適正な利用方法を学ぶための家族介護教室を開催し、介護者の孤立防止や身体的・精神的負担の軽減に向けた支援を行います。

#### 施策の数値目標



#### 介護予防リーダー、認知症支援リーダーの累計登録者数

介護予防リーダー

62人 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：110人

認知症支援リーダー

165人 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：220人

#### 介護予防リーダー、認知症支援リーダーが関わっている地域の居場所・通いの場の数



10か所 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：30か所

※1か所に複数のリーダーが関わっていても1か所として掲載しています。

## 主な事業・取組

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ① 地域包括支援センターの役割と機能強化 | ② 地域ケア会議          |
| ③ 生活支援体制の整備          | ④ 地域で活動する人材育成     |
| ⑤ ほのぼのひろば            | ⑥ 地域の居場所・通いの場への支援 |
| ⑦ 介護をしている家族への支援      | ⑧ 日常生活を支援する取組     |

## 2 介護予防・健康づくりの推進

計画書 69ページ

### 施策の方向

- 高齢者が自宅や身近な場所で介護予防に取り組めるよう、正しい知識の普及・啓発や実践に向けた支援を行います。
- 理学療法士等のリハビリテーション職、管理栄養士、歯科衛生士が支援が必要な高齢者に加え、ケアマネジャー等の関係者に対しても自立支援のための助言等を行うことで、個々の状態に応じた効果的な介護予防の取組を推進します。
- 身近な場所でフレイル予防に取り組むグループの立ち上げや活動継続への支援を行うため、専門的知識を持った推進員を新たに配置します。
- 介護予防ボランティアポイント事業について、参加者の健康づくりの視点を踏まえ事業の充実を図ります。
- 「こだいら健康増進プラン」を踏まえ、健康診査・各種検診の受診率の向上、ライフステージを通じた食育、運動習慣の継続等の健康づくりの推進に取り組みます。
- 高齢者の医療・介護・健診情報等から地域の健康課題を整理・分析し、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を検討していきます。

### 施策の数値目標



#### 介護予防講座の年間参加者数

659人 ⇒ 令和5（2023）年度目標：700人



#### 週1回以上フレイル予防に取り組むグループ数

令和3（2021）年度事業開始 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：30グループ

### 主な事業・取組

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| ① 介護予防の推進            | ② 地域リハビリテーション活動支援事業 |
| ③ 地域におけるフレイル予防の取組の支援 | ④ 介護予防ボランティアポイント制度  |
| ⑤ こだいら健康ポイント事業       | ⑥ 高齢者健康音楽教室         |
| ⑦ 高齢者交流室の運営          | ⑧ 各健（検）診事業、予防接種事業   |
| ⑨ 市民体力測定             | ⑩ FC 東京による高齢者の体操教室  |

### 施策の方向

- 介護予防見守りボランティア同士のネットワークをつくりながら、地域の実情に合った見守り体制の充実を目指します。
- 多様な主体による見守りの輪を広げ、地域全体で見守る仕組みづくりを進めます。
- 高齢者等の見守りに関する協定締結事業所をはじめとする、地域で見守りを行っている関係者とのより一層の連携を図り、支援を要する高齢者への適切な支援体制の構築に努めます。
- 高齢者の実態把握調査の実施等により、支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、機器などを活用した多様な見守りの方法についても検討していきます。

### 施策の数値目標



#### 介護予防見守りボランティアの累計登録者数

400人 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：600人

### 主な事業・取組

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ① 介護予防見守りボランティアの取組    | ② 地域包括支援センターによる見守り |
| ③ 高齢者実態把握             | ④ 民生委員・児童委員活動      |
| ⑤ 訪問給食サービス            | ⑥ 電話訪問サービス         |
| ⑦ おはようふれあい訪問          | ⑧ 見守りネットワークの充実     |
| ⑨ 避難行動要支援者避難支援体制の整備事業 |                    |

### 施策の方向

- 引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、地域における認知症に関する理解の促進や普及・啓発に取り組んでいきます。
- 認知症やもの忘れに不安のある人が早期に相談できるように、認知症に関する相談先のさらなる周知を図るほか、認知症の心配があるかを確認するもの忘れチェック会などを行います。
- 何らかの理由で医療や介護サービスの利用が難しい認知症の人と家族が安心して地域で暮らせるように、認知症初期集中支援チームが専門的見地から支援を行います。
- 認知症地域支援推進員を増員し各地域包括支援センターに配置することで、各圏域の認知症に関する相談や支援の体制を構築する取組を推進するほか、認知症支援リーダーが認知症の人やその家族の視点に立って、地域で活動できるように支援します。
- 認知症の人と家族が安心して過ごせる場である認知症カフェの開催を推進します。
- 認知症の人が自分らしく地域で生活ができるよう、認知症の人の社会参加を推進します。

## 施策の数値目標



### 認知症サポーター養成講座の累計受講者数

8,886人 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：10,000人



### 認知症カフェの実施箇所数

9か所 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：15か所

## 主な事業・取組

- ① 認知症予防の取組
- ② 認知症になっても安心して暮らすための取組

## 5 在宅医療と介護の連携の推進

計画書 77ページ

### 施策の方向

- 在宅療養を希望する高齢者が安心して、在宅療養生活が続けられるよう、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー等の多職種が連携・協働しながら、課題の整理や対応策の検討・実施を行うことで、在宅療養の推進を図ります。
- 高齢者支援課内に設置している在宅医療介護連携調整窓口では、医療や介護に関する情報提供等を行い、関係者を支援します。
- 医療・介護関係者が在宅で療養する高齢者の状態の変化等について速やかに対応できるよう、情報共有シートの充実等、連携の推進を図ります。
- 自分らしい生活を最期まで続けてもらうために、介護が必要となり通院できなくなった時に利用できる医療や介護サービスについての基本的知識や、本人の望む人生の最終段階の医療やケアについて話し合う人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニングの愛称）などについて、普及・啓発を行います。

## 主な事業・取組

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ④ 地域住民への普及啓発
- ⑤ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 歯科医療連携推進事業

## 施策の方向

- シルバー人材センターの会員数の増加に向け、事業の周知を図ります。
- 高齢クラブ連合会との連携により、高齢クラブの活動の活性化を図ります。
- 高齢者が自らの経験や知識を地域の活動に活かし、やりがいや実感が得られるよう、高齢者の社会参加や多様な就労を促進します。
- 高齢者館、福祉会館を適切に運営し、高齢者の交流の場等としての機能の維持、向上に努めます。

## 施策の数値目標



## シルバー人材センター会員数

1,138人 ⇒ 令和5(2023)年度末目標：1,150人  
※目標値は小平市シルバー人材センター「第4次長期5か年計画」(令和3年3月)による。

## 主な事業・取組

- ① 高齢者館（ほのぼの館・さわやか館）運営
- ② 福祉会館（老人福祉センター）運営
- ③ シルバー人材センター運営補助
- ④ 高齢クラブへの助成
- ⑤ 高齢者福祉大会（社会福祉協議会共催）
- ⑥ 自主的な学習活動・市民活動への支援

## 施策の方向

- 権利擁護に関する事業を実施する権利擁護センターこだいらや、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）の周知に努めます。
- 虐待に対する早期の対応を図るため、関係機関との連携に努めます。

## 主な事業・取組

- ① 高齢者虐待の早期発見・防止
- ② 高齢者緊急一時保護事業
- ③ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- ④ 成年後見制度の活用促進



### 施策の方向

- 地域密着型サービス、介護施設については、アンケート調査結果等による利用意向、既存施設の待機状況、近隣市の整備状況、第7期から継続している協議の状況を勘案しながら、具体的な整備目標を定めます。
- 要介護認定調査票の点検やケアプラン点検など介護給付適正化の取組を推進し、公正な制度運営に努めます。
- 引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービスの担い手として、生活サポーターを養成します。
- 東京都と連携を図りながら、介護事業所に対して各種人材確保に関する情報提供を行うほか、介護分野の文書に係る負担軽減やICTの活用事例の紹介など業務の効率化を促進し、介護職員の負担軽減を図っていきます。

### 施策の数値目標



#### 生活サポーターの累計登録者数

172人 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：300人



#### 地域密着型サービスの整備目標

##### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

0か所 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：2か所

##### ② 認知症高齢者グループホーム

10か所、171人 ⇒ 令和5（2023）年度末目標：11か所、189人

##### ③ 看護小規模多機能型居宅介護

1か所、登録定員25人

⇒ 令和5（2023）年度末目標：2か所、登録定員50人



#### 介護施設の整備目標

特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）

845人 ⇒ 令和7（2025）年度末目標：925人

### 主な事業・取組

- ① 介護サービスの基盤整備
- ② 介護サービスの質の向上
- ③ 介護人材確保等の支援
- ④ 介護給付適正化の取組
- ⑤ 低所得者への配慮

## 9 安心できる住まいの確保

### 施策の方向

- 高齢者住宅（シルバーピア）の適切な運営支援に努めます。
- 住まいにおいて、より安全に生活ができるよう、住宅改修への支援を行います。
- 東京都がサービス付き高齢者向け住宅の整備に補助を行う際に、事業者に対し市が定める基準に留意するよう求めることで、よりよい住宅環境の整備に努めます。

### 主な事業・取組

- ① 高齢者住宅（シルバーピア）の運営支援
- ② 高齢者自立支援住宅改修給付事業
- ③ サービス付き高齢者向け住宅
- ④ 家賃保証料の支援

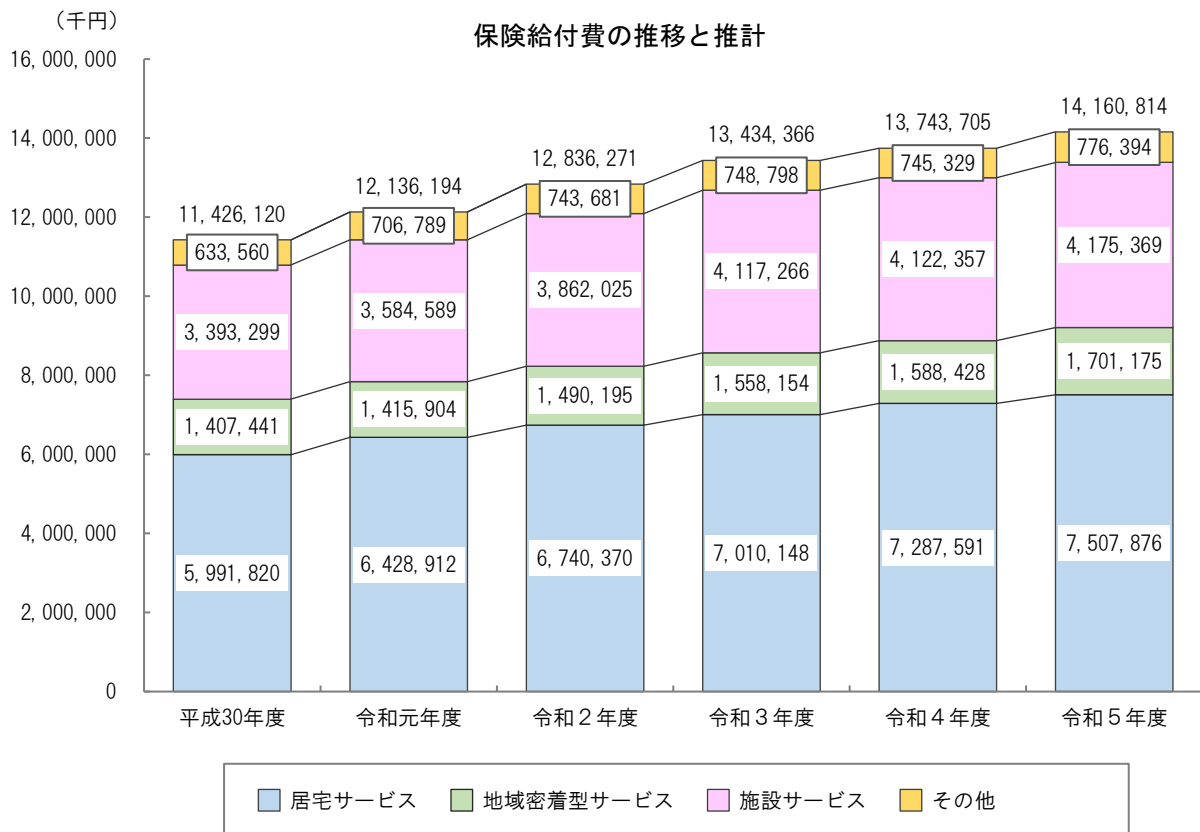


## 5 介護保険事業の見込量と介護保険料

### 介護保険事業の見込量推計

#### (1) 保険給付費（標準給付費）の推移と推計

要介護等認定者数の増加等に伴い、保険給付費（標準給付費）は平成30（2018）年度の約114億2,600万円から、令和5（2023）年度には約141億6,000万円にまで増加するものと見込まれます。



単位：千円

	第7期実績			第8期推計		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込み)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅サービス	5,991,820	6,428,912	6,740,370	7,010,148	7,287,591	7,507,876
地域密着型サービス	1,407,441	1,415,904	1,490,195	1,558,154	1,588,428	1,701,175
施設サービス	3,393,299	3,584,589	3,862,025	4,117,266	4,122,357	4,175,369
その他	633,560	706,789	743,681	748,798	745,329	776,394
合計	11,426,120	12,136,194	12,836,271	13,434,366	13,743,705	14,160,814
計画期間合計	36,398,586			41,338,885		

※予防サービスを含む。

※その他：審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費

※端数処理により、一部の計が一致しない。

## (2) 地域支援事業費の推移と推計

地域支援事業費については、平成30(2018)年度の約7億6,900万円から、令和5(2023)年度には約9億5,000万円にまで増加するものと見込まれます。

地域支援事業費の推移と推計

単位：千円

	第7期実績			第8期推計		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込み)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業	457,769	469,920	526,503	600,644	605,538	608,919
包括的支援事業・任意事業	311,028	304,610	327,977	338,528	340,117	340,733
地域支援事業合計	768,797	774,530	854,480	939,172	945,655	949,652
計画期間合計	2,397,807			2,834,479		

※端数処理により、一部の計が一致しない。

## 介護保険料

### (1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

### (2) 介護保険料算出の手順

令和3(2021)年度～5(2023)年度における保険給付費(標準給付費)や地域支援事業費、第1号被保険者数の推計を基に、保険料を算出します。

### (3) 第1号被保険者介護保険料

第8期(令和3(2021)～5(2023)年度)の保険料基準月額は、保険給付費等の増加により、第7期の5,300円から5,800円に増額します。

#### ■介護保険料基準月額の推移

	小平市	全国平均
第1期(平成12～14年度)	3,000円	2,911円
第2期(平成15～17年度)	3,200円	3,293円
第3期(平成18～20年度)	3,700円	4,090円
第4期(平成21～23年度)	3,600円	4,160円
第5期(平成24～26年度)	4,700円	4,972円
第6期(平成27～29年度)	5,100円	5,514円
第7期(平成30～令和2年度)	5,300円	5,869円
第8期(令和3～5年度)	<b>5,800円</b>	

## 所得段階別の介護保険料

段階	対象者	基準額 に対する 割合	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円以下	0.45 (0.25)	31,300円 (17,400円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円超え120万円以下	0.65 (0.4)	45,200円 (27,800円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が120万円超え	0.70 (0.65)	48,700円 (45,200円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円以下	0.90	62,600円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」が80万円超え	1.00	69,600円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.10	76,500円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.25	87,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	104,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.64	114,100円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.78	123,800円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.92	133,600円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.06	143,300円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.20	153,100円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.34	162,800円
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.48	172,600円
第16段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.55	177,400円
第17段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	2.62	182,300円
第18段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上	2.69	187,200円

※第1段階から第3段階について、前期に引き続き公費の投入により、( )内の割合、金額に軽減を行う。

小平市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

## 小平市地域包括ケア推進計画

(令和3(2021)年度～5(2023)年度)

### 【概要版】

発行年月 令和3年3月

編集・発行 小平市健康福祉部高齢者支援課

〒187-8701

小平市小川町2丁目1,333番地

電話 042-346-9823

FAX 042-346-9498

電子メール [koreishashien@city.kodaira.lg.jp](mailto:koreishashien@city.kodaira.lg.jp)